



養父市社協だより

WELFARE
INFORMATION

市民と福祉をむすぶ

かけはし

第181号

2019
月



■編集発行／社会福祉法人養父市社会福祉協議会 〒667-0022 養父市八鹿町下網場320（地域交流センター「福祉の杜」）
令和元年7月12日発行 ■電話 (079) 662-0160 ■FAX (079) 662-0161 ■E-Mail :info@yabu-shakyo.jp
■ホームページ <http://www.yabu-shakyo.jp/>

▶園児たちと握手し、おもわざ笑顔になる参加者（＝6月20日、但馬楽座）



笑顔あふれるひととき

マエストロ足立さんの楽器の中には「葦笛」ならぬ「足笛(足の形をした手作り笛)」があり、笑いを誘いながら演奏。園児たちも興味津々

この日は、日光こども園の園児と一緒に体操をしたり、お手玉を「あんたがたどこさ」の歌に合わせてまたわしたりして、こどもたちとふれあいながら楽しみました。また、ホースやほうきなどの日用品を楽器にするマエストロ足立さんの演奏と漫談もあり、会場内は笑顔や笑い声が絶えませんでした。

参加者からは「知り合いと何年かぶりに会えて、会話がはずみました」「園児のかわいい踊りを見て、一緒に遊べて顔もほころび元気をもらいました」「マエストロさんの演奏におどろいたり笑つたりして、心も体も軽くなつた気がします」とにこやかに話していました。

この日は、日光こども園の園児と一緒に体操をしたり、お手玉を「あんたがたどこさ」の歌に合わせてまたわしたりして、こどもたちとふれあいながら楽しみました。また、ホースやほうきなどの日用品を楽器にするマエストロ足立さんの演奏と漫談もあり、会場内は笑顔や笑い声が絶えませんでした。

この日は、日光こども園の園児と一緒に体操をしたり、お手玉を「あんたがたどこさ」の歌に合わせてまたわしたりして、こどもたちとふれあいながら楽しみました。また、ホースやほうきなどの日用品を楽器にするマエストロ足立さんの演奏と漫談もあり、会場内は笑顔や笑い声が絶えませんでした。

八鹿地域の75歳以上のひとり暮らし高齢者の交流と仲間づくりを目的に6月20日「八鹿地域ひとり暮らし高齢者のつどい」を但馬楽座で開催し42人が参加しました。

八鹿地域の75歳以上のひとり暮らし高齢者の交流と仲間づくりを目的に6月20日「八鹿地域ひとり暮らし高齢者のつどい」を但馬楽座で開催し42人が参加しました。

みんなでつくる 美しい笑顔あふれる福祉のまちづくり

～みんなでつくる みんなのしあわせ～

平成30年度 決算・事業報告



▲区民が手づくりのふれあい喫茶。毎月この日が楽しみです

養父市社会福祉協議会は、国が掲げる「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現をめざし、地域が抱えるさまざまな生活・福祉課題をみんなで考え、話し合い、協力して解決を図る福祉「コミュニティづくり」を進めてきました。平成30年度は次の時代の活動指針となる第3次地域福祉推進計画を策定しました。

6月14日の定期評議員会で、平成30年度の事業と決算が承認されました。その内容を抜粋して紹介します。

第3次地域福祉推進計画の策定

地域にある生活・福祉課題を、住民のみなさんと一緒にやって考えて、その解決に向けた具体的な活動と関係機関の役割を明らかにした「第3次地域福祉推進計画」を策定しました。

地域住民や地域自治組織、民間企業などから選出された19人の委員により、地域の実情に合わせた活発な協議が重ねられました。

本計画は、社協活動を進める指針となるもので、期間を令和元年度から令和5年度の5年間として

います。

また、養父市で今年度策定される行政計画の第4次地域福祉計画に反映されるよう進めていきます。

全国社会福祉協議会会长表彰を受賞

平成30年度全国社会福祉大会で、養父市社会福祉協議会は全国社会福祉協議会会长賞の一つ「社会協優良活動」を受賞しました。

これは本会が取り組む小地域における住民主体の「福祉連絡会づくり」、地域福祉と防災が一体となる「福祉防災マップづくり」などが全国の範となるものとして、兵庫県社会福祉協議会の推薦を受け受賞したものでした。この受賞を励みにさらに住民のみなさんとともに小地域福祉活動を推進していくます。

地域ニーズにあったボランティアの養成

昨年度は新たなボランティア養成講座を2講座開催しました。

一つは、身近な地域で住民による助け合いを進めるサポートサークル「くらし安心サポート」養成講座で35人が修了しました。

二つめは、除雪の知識や助け合いを進める「除雪ボランティア講座」を開催。25人が受講しました。

財源の確保

地域に開かれた社協として、介護保険事業と障害福祉サービスを行いう意義を明確にし、採算性の確保と適切な運営を行うため、積極的に事業を展開しました。

しかし、介護保険事業においては制度改正により介護報酬が下がったことによる減収が財源に大きく影響しました。



▲地区福祉委員会や福祉防災マップづくりなど、住民主体の福祉活動が全国的にも注目を集めています

読者の声

「善意の日」について、正直なところ今まであまり意識していなかったのですが、「身の丈」にあった小さな善意を心がけます。表紙の園児たちから元気づけられた気がしました。（八鹿地域 女性 79歳）

平成30年度 決算報告 (事業活動計算書)

収益(収入)の部		(単位:円)	費用(支出)の部		(単位:円)
勘定科目	決算額		勘定科目	決算額	
会 費 収 益	10,115,000		人 件 費	336,134,904	
寄 附 金 収 益	4,540,248		事 業 費	62,669,027	
経 常 経 費 補 助 金 収 益	25,354,792		事 務 費	43,882,209	
受 託 金 収 益	51,856,118		共 同 募 金 配 分 金 事 業 費	311,091	
事 業 収 益	11,841,410		分 担 金 費 用	184,000	
介 護 保 険 事 業 収 益	312,947,422		助 成 金 費 用	5,461,243	
障 害 福 祉 サ ー ビ ス 等 事 業 収 益	13,669,120		負 担 金 費 用	17,000	
そ の 他 の 収 益	6,652,608		減 億 償 却 費	9,779,044	
受 取 利 息 配 当 金 収 益	119,735		国 庫 補 助 金 等 特 別 積 立 金 取 崩 額	△513,945	
そ の 他 の サ ー ビ ス 活 動 外 収 益	302,363		そ の 他 の 費 用	558,988	
固 定 資 産 受 贈 額	250,000		支 払 利 息	313,938	
収 益 (収入) 合 計	437,648,816		そ の 他 の サ ー ビ ス 活 動 外 費 用	33,430	
			固 定 資 産 売 却 損 ・ 処 分 損	60,134	
			費 用 (支 出) 合 計	458,891,063	
			当 期 収 支 差 額	△21,242,247	

【収益(収入)の部】 主要な科目を平成29年度と比較すると、寄附金収益7,394万4,794円減、受託金収益(委託終了) 801万2,582円減、介護保険事業収益(介護保険法改正) 1,231万1,424円減で大きく減額となりました。

【費用(支出)の部】事業費の見直しや事務費の削減に努め、平成29年度と比べて437万2,228円の支出を抑制しました。人件費は委託事業の終了などにより約1,000万円の減額となりました。

【決算のまとめ】当期活動増減差額は2,124万2,247円の赤字となりました。支出費用は抑えていますが、収入の激減により依然として厳しい経営状態となっています。

第3次地域福祉推進計画の初年度にあたり、事業の見直しや経費削減に一層努めます。

新役員・委員の紹介

任期満了に伴う、役員・委員の改選が行われ、6月14日に開催された理事会では、養父市社協第9期会長に小林哲夫氏が、副会長には橋本幹夫氏、常務理事に石田文孝がそれぞれ再任されました。

理事・監事・評議員・支部運営委員会委員をご紹介します。



今月の 支部だより



大屋支部

大屋中学校 2年生

5月27日から29日間にわたって実施された「トライやる・ワーク」。

この事業は、中学生が職場体験や地域での様々な体験学習を通して、一人ひとりの自立性を高め「生きる力」を育成することを目的に平成10年から取り組まれています。

今年で22回目の受け入れとなるデイサービスセンター「ふれあい」では、大屋中学校2年生の生徒3人が職場体験をしました。

体験を終えた安達建斗さんは「お年寄りの優しさを感じた5日間でした。学んだことを自宅で暮らしている祖母の介護に活かしたいです」。上垣莉音さんは「入浴介助など、思ったよりも大変だったけど、利用者さんがとても嬉しそうにしてくださるので、やりがいを感じました」と感想を述べていました。



地域に触れ、地域に学んだ5日間

トライヤル・ワーク

◀「利用者さんに、大きな声でたくさんの話かけることを意識しました。『ありがとうございます』と言つてももらひえると嬉しかったです。」(II 柄尾乃愛さん)

・	・	・	・	・
場	育	子	育	子
所	サ	サ	サ	育
高	ロ	ロ	ロ	て
柳	ン	ン	ン	サ
ふ	サ	サ	サ	ロ
れ	ル	ル	ル	ン
い	ン	ン	ン	サ
俱	レ	レ	レ	ロ
樂	ー	ー	ー	ー
部	ー	ー	ー	ー

夏休みプレーパーフ のご案内

☆とき 7月27日(土) 10時~15時

☆ところ はさまじ里山の森公園（養父市上野1713）

☆參加費 1人100円(0・1歳児無料)

☆プログラム（予定）

- ・シャーベットづくり体験(体験料200円)
 - ・リサイクル素材による造形あそび
 - ・やっぱーうちわ作り
 - ・しゃぼん玉
 - ・木工
 - ・ビーズ遊びなど

※シャーベットづくりのみ、当日申し込みが必要です
(予約はできません)

☆お問い合わせ

養父市社会福祉協議会養父支部

電話 079-664-1142

読者の声 認知症カフェが新たに2カ所オープンしました。楽しく気軽に立ち寄る場所が増えましたね。
(開拓地域 女性 66歳)



安井 吉成さん
(東上野区)

30年ほど前から養父公民館内で喫茶ワゴンを経営しています。このたび、その店内を活用し、毎月第3土曜日に認知症カフェを開催されるようになりました。

以前から月に一度は何人かのひとり暮らし高齢者宅に焼き込みご飯などを差し入れ、いろんなお話をしたうりしていますが、みなさんとても喜んでくださいます。やはり人との会話を楽しみにしていらっしゃるんでしょうね。

今月の かけはしさん

善意銀行だより

令和元年5月16日～令和元年6月15日（敬称略）
預託者のご了承をいただいた方のみ寄附金額を掲載しています
養父市善賀銀行へ寄附金の預託をされた方は寄附金控除を受けられる場合があります
詳しくは事務所までお問い合わせください。

▼物品の寄附

バラバラになつた漢字を組み合わせて漢字2文字の言葉を作つてね。

分割 パズルでふくじ

■ 応募方法 はがきまたは、FAX
に答えて住所、氏名、ふりがな、年
齢、電話番号、「かけはし」を「」
になつた」意見、「」感想をお書き添
えの上、「ご応募ください。
正解者の中から抽選で5名の方に
図書カードを贈ります。

■応募先
〒667-0022

★前回の答えは
養父市社会福祉協議会
FAX662-0161

★巡回の旅

未使用はがき、
うめん、砂糖、
袋、紙おむつ

◆寄附金 59万8,364円
●ありがとうございました。

以上5名の方が当選されました。
おめでとうございます。

総合相談所のご案内

いずれも相談無料

心配ごと相談・結婚相談 13:30~16:00

身の回りの困りごとや結婚に関する相談はありませんか？

- ◆ 7月 26日金 関宮ふれあいの郷
- ◆ 8月 2日金 地域交流センター「福祉の杜」
- ◆ 8月 9日金 社協養父支部
- ◆ 8月 16日金 大屋保健センター
- ◆ 8月 23日金 関宮ふれあいの郷
- ◆ 9月 6日金 地域交流センター「福祉の杜」
- ◆ 9月 13日金 社協養父支部
- ◆ 9月 20日金 大屋保健センター

弁護士による無料法律相談 13:30~16:30

先着6人の予約制となっておりますので、事前に電話でお申し込みください。

- 期 日 令和元年9月18日㈬
- 場 所 大屋保健センター
- 相 談 時 間 1人30分程度
- 申込み先 養父市社協本部 ☎079-662-0160

くらしの法律相談 8:30~17:00

消費者被害や訴訟問題、成年後見制度、日常生活自立支援事業などの相談を社協窓口で受け、担当弁護士に伝えて問題解決のお手伝いをします。

相談は、毎週月～金曜日までの常時、本部及び各支部で受け付けています。



ちよこ
平岡千代子ちゃん③歳6ヶ月
ともこ
十和子ちゃん①歳4ヶ月
(大谷:姉妹)



お母さんの理矢子さんに聞きました♪

◆名前はどのようにつけましたか？

昔からある、みんなに親しまれるような可愛い響きの名前にしました。

◆今、興味をもっていることはなんですか？

姉妹とも歌やダンスが大好きで、外でも突然コンサートが始まります。

家ではおまごとでお母さんになったり、シェフやお医者さんになったり大忙しです。

◆ご両親から一言メッセージ

いつも楽しい毎日をありがとうございます！時々ケンカもしちゃうけど、2人の笑顔が大好きです。いつまでも元気に仲良くね！

教えて弁護士さーん！



Q 先日テレビを見ていたら、相続に関する法律が改正されたとのことでした。私は、そろそろ遺言書の作成をしなければと考えていたところですが、自筆で作成する遺言についても何か改正があったのでしょうか。

A ご指摘の通り、相続に関して規定している民法が改正され、自ら署名して作成する自筆証書遺言についても一部改正されましたので、説明します。

まず、自筆証書遺言は、署名押印と日付を記載することが必要であり、この点は変更ありません。そして、これまで、氏名も含めた全ての部分について作成者が手書きをしなければなりませんでした。しかし、相続させたい財産が多くある場合には、財産の内容を示す部分（「財産目録」と言います）も全て手書きにて記載しなければならず、作成者に大きな負担となっていました。そこで、今回の改正で、遺言書に財産目録を添付する場合には、財産目録は手書きでなくても良いことになりました。この場合、財産目録に署名押印をすることが必要になります。

次に、自筆証書遺言は、作成者が自ら保管すること

が一般的ですが、なくしてしまったり、見つからない場所に置いていたため作成者が亡くなった後見つけてもらえないかったり、遺言書があるかないか確認できなかったりなどの問題がありました。

そこで、今回の改正では、自筆証書遺言を作成した後に法務局に保管してもらうことができるようになりました。これにより、遺言書の有無の確認がしやすくなり、紛失等の防止も可能となりました。また、改正前は、作成者が死亡した後、遺言書を発見した人は家庭裁判所にて遺言書の確認のため検認という手続を行う必要がありましたが、この改正により、検認の手続は不要となりました。

なお、先程説明した、自筆証書遺言の作成方法の変更については、2019年1月13日に始まっていますので、これから自筆証書遺言を作成する場合に適用されますが、法務局での保管については、2020年7月10日から始まりますので、法務局に保管を依頼できるのはそれ以降になります。

今回は、自筆証書遺言の改正について説明しましたが、相続に関するその他の点についてもいくつか改正されていますので、次回以降で説明いたします。

SIN法律労務事務所 弁護士 福島 健太



この広報紙は共同募金配分金が使われています。